

様式第十の備考6から備考10を「す」並びに「す」の欄に、備考5の次に備考6を「す」の欄に追加する。

6 登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、「1 特許番号」の欄を「1 特許出願の表示」と記載し、「特願○○○○—○○○○○○」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

様式第六の備考5の「6から8まで、10から13まで及び16から19まで」と「6から9まで、11から14まで及び17から20まで」を「備考11中」と「備考12中」に改める。

様式第六の「登録名義人の表示変更(更正)登録申請書」と「登録名義人(仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者)の表示変更(更正)登録申請書」並びに「同様式の備考1」並びに「後記の次に示すもの」に改める。

仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更のときは「仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書」と記載し、仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正のときは「仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示更正登録申請書」と記載する。

様式第六の備考3を次のように改める。

3 「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」又は「仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

様式第六の備考7の「6、8、10、13及び16から19まで」と「6、7、9、11、14及び17から20まで」を「備考19中」と「備考20中」に改める。

様式第十の備考5の「6及び8から17まで」と「7及び9から18まで」並びに「同様式の備考3」と並びに「同様式の備考4」と「同様式の備考5」と並びに「同様式の備考4」と改める。

様式第十の次に示す「様式」に戻る。

様式第十の二(第10条関係)

仮専用(仮通常)実施権設定登録申請書

(平成 年 月 日)

収入
印紙

(円)

特許庁長官 殿

- 1 特許出願の表示
- 2 権利の表示
- 3 仮専用(仮通常)実施権の範囲
- 4 登録の目的
- 5 申請人(登録権利者)
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称) ㊟
 - (国籍)
- 6 申請人(登録権利者)代理人
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称) ㊟
- 7 申請人(登録義務者)
 - 住所(居所)
 - 氏名(名称) ㊟

8 申請人(登録義務者)代理人

住所(居所)

氏名(名称) ㊟

9 添付書類の目録

(1) 仮専用(仮通常)実施権設定契約(許諾)証書 1通

(2) ()

〔備考〕

1 申請書の表題は、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権設定登録申請書」とし、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権設定登録申請書」と記載する。

2 「特許出願の表示」の欄には、「特願○○○○—○○○○○○」のように当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号を記載する。ただし、特許出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日及び当該特許出願の願書に記載した整理番号を記載する。

3 「仮専用(仮通常)実施権の範囲」の欄には、設定契約(許諾)証書に記載された仮専用(仮通常)実施権の設定すべき範囲(地域、期間及び内容)を記載する。

4 「登録の目的」の欄には、仮専用実施権の設定の登録の申請をするときは「仮専用実施権の設定」、仮通常実施権の設定の登録の申請をするときは「仮通常実施権の設定」のように記載する。

5 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め又は同法第34条の3第5項ただし書若しくは第6項ただし書に規定する別段の定めがある場合は、様式中5から9までを1項ずつ繰り下げ、「4 登録の目的」の欄の次に「5 特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め」又は「5 特許法第34条の3第5項ただし書に規定する別段の定め」若しくは「特許法第34条の3第6項ただし書に規定する別段の定め」の欄を設け、「有」と記載する。

6 その他は、様式第7の備考1から4まで、7及び9から18までと同様とする。

様式第十の備考7の「6及び8から17まで」と「7及び9から18まで」に改める。

様式第十の備考4の「6及び8、10から13、16から18まで」と「6、7、9、11から14及び17から19まで」に改める。

様式第十の備考2の「8から11まで、13及び15から17まで」と「6、9から12まで、14及び16から18まで」に改める。

様式第十の備考1中の「通常実施権者」の「レ」を「仮専用実施権者」又は「仮通常実施権者」と加え、同様式の備考2の「8から10まで、13、16及び17」と「6、9から11まで、14、17及び18」に改める。

(東田新築登録令施行規則の1部改正)

第六条 東田新築登録令施行規則(昭和三十三年勅令第三十四号)の1部を次のように改定する。

第二十三条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第三項」に、「から第五項まで」を「、第四項第一項及び第一項、第五項第一項」に改め、同条第二項中「第二項」を「第十条(第五項を除く)、第十条の二(第四項を除く)及び第十三条の三から第十三条の三まで」に改め、同条第三項中「第十四条から第十七条まで」を「第十四条(第三項を除く)、第十五条(第二項を除く)、第十六条から第十九条まで、第二十條から第二十二條まで、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第一項」に、「第二十五條から第四十條まで及び第四十一條」を「第二十五條、第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條(第一項及び第五項を除く)、第四十條、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條(第四項から第六項までを除く)、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項及び第二項、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條第一項及び第二項並びに第五十九條」に改める。